

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理について（特別交付税12月分）【地方交付税法第17条の4】

1 意見の提出数

	団体数	項目数	件数
都道府県分	7	7	8
市町村分	9	10	11
計	16	17	19

2 意見の処理について

17項目(19件)の意見のうち3項目(3件)(別紙の「処理状況」欄に△を付したものは、採用しないが引き続き検討を行う。

なお、意見の趣旨を踏まえた算定方法の改正等を行わない。

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧

令和5年12月

「処理状況」欄の「※」は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等(一部採用を含む。)を行うもの。
「△」は、採用しないが引き続き検討を行うこととしたものを示す。

都道府県分

算定項目等	提出団体	内 容	処理状況
医師派遣(受入)	岩手県	同一地方公共団体が設置する医療機関から医師等の派遣を受け入れる経費について措置	△
家畜伝染病対策	茨城県	高病原性鳥インフルエンザ等対策に要する経費について措置の見直し	
	千葉県	家畜伝染病対策に要する経費について措置の拡充	
消防ヘリコプター	埼玉県	消防ヘリコプターの管理運営に要する経費等について措置の見直し	
特定外来生物	千葉県	特定外来生物対策に要する経費について措置の拡充	
総括的事項	東京都	都区合算制度の廃止について	
県立学校空調設備	滋賀県	県立学校における空調設備の導入に要する経費について措置	
地域おこし協力隊	高知県	地域おこし協力隊に要する経費について措置の拡充	

市町村分

算定項目等	提出団体	内 容	処理状況
不採算地区公的病院	帯広市(北海道)	公的病院等への助成に係る算定方法の見直し	
	佐倉市(千葉県)	公的病院等への助成に係る措置の拡充	
気象防災アドバイザー	海老名市(神奈川県)	気象防災アドバイザーに要する経費について措置	
海水浴場	葉山町(神奈川県)	海水浴場の安全等に要する経費について措置	
休日夜間急患センター	神奈川県	休日夜間急患センターに係る措置の拡充	△
文化財	京都市(京都府)	文化財に係る算定方法の見直し	
総括的事項	京都市(京都府)	財政力指数の算定方法の見直し	
公立病院	川西市(兵庫県)	公立病院に係る算定方法の見直し	
病院除却	川西市(兵庫県)	病院除却に係る算定方法の見直し	
へき地医療	宍粟市(兵庫県)	へき地医療に係る措置の拡充	△
社会福祉費	広島市(広島県)	原子爆弾被爆者への介護支給に要する経費への措置	